

モントリオール議定書の改定について

平成29年1月

経済産業省 オゾン層保護等推進室

MOP28で合意されたモントリオール議定書改定の内容

○2009年以降、地球温暖化対策の観点から、モントリオール議定書に代替フロンを追加するという議論が行われてきたが、昨年10月にルワンダ・キガリで開催されたMOP28（第28回締約国会合）で、**代替フロンを新たに議定書の規制対象とする改正提案が採択された（キガリ改正）**。

○合意された削減スケジュールの内容は、以下表のとおり。

	途上国第1グループ ^{※1}	途上国第2グループ ^{※2}	先進国 ^{※3}
基準年	2020-2022年	2024-2026年	2011-2013年
基準値 (HFC+HCFC)	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×65%	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×65%	各年のHFC生産・消費量の平均 + HCFCの基準値×15%
凍結年	2024年	2028年 ^{※4}	なし
削減 スケジュール ^{※5}	2029年：▲10% 2035年：▲30% 2040年：▲50% 2045年：▲80%	2032年：▲10% 2037年：▲20% 2042年：▲30% 2047年：▲85%	2019年：▲10% 2024年：▲40% 2029年：▲70% 2034年：▲80% 2036年：▲85%

※1：途上国第1グループ:開発途上国であって、第2グループに属さない国

※2：途上国第2グループ:印、パキスタン、イラン、イラク、湾岸諸国

※3：先進国に属するベラルーシ、露、カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタンは、規制措置に差異を設ける（基準値について、HCFCの参入量を基準値の25%とし、削減スケジュールについて、第1段階は2020年5%、第2段階は2025年に35%削減とする）。

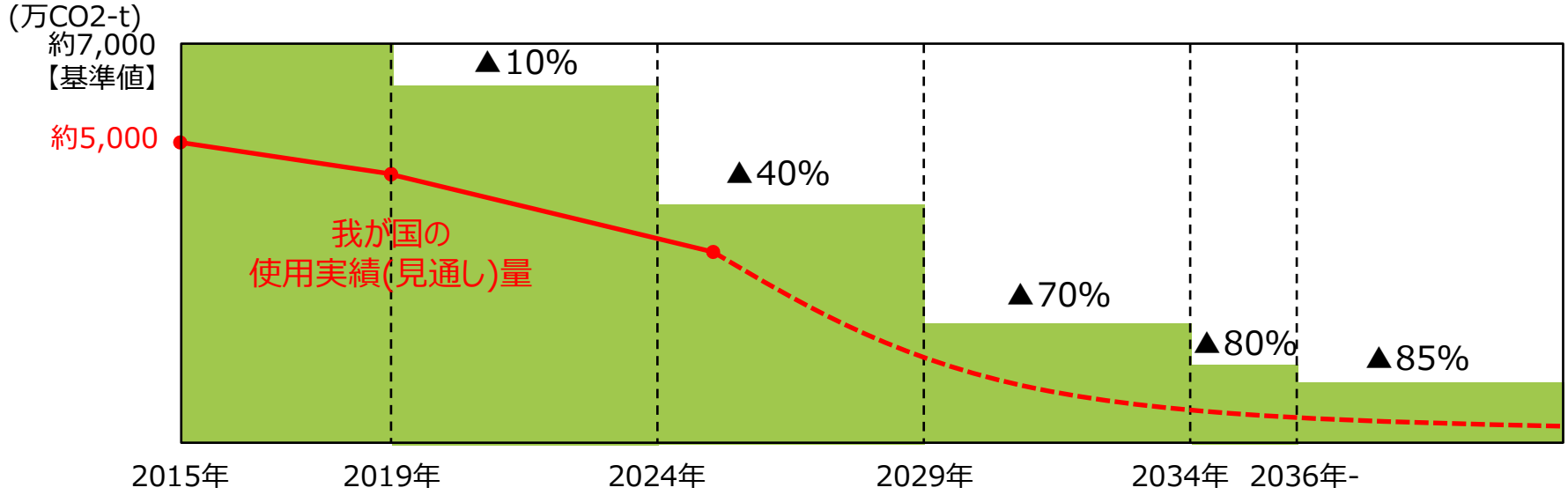
※4：途上国第2グループについて、凍結年（2028年）の4～5年前に技術評価を行い、凍結年を2年間猶予することを検討する。

※5：すべての締約国について、2022年、及びその後5年ごとに技術評価を実施する。

議定書改定の内容と我が国への影響

- 今回のモントリオール議定書の改定内容は、我が国を含む先進国については、代替フロン
の生産・消費量を、2011-2013年の平均を基準として、**2019年に規制を開始し、
2036年までに85%分を段階的に削減**する等という内容である。
- 我が国としては、フロン排出抑制法に基づく取組を着実に進めれば、2025年までの削減
目標の達成は可能であり、2025年以降の削減目標についても、研究開発を進めて行け
ば、十分に達成可能。
- 新たな冷媒の活用を進めている、我が国の冷凍・空調産業にとっては、むしろ、競争力強
化のチャンス。

我が国の代替フロン削減のイメージ



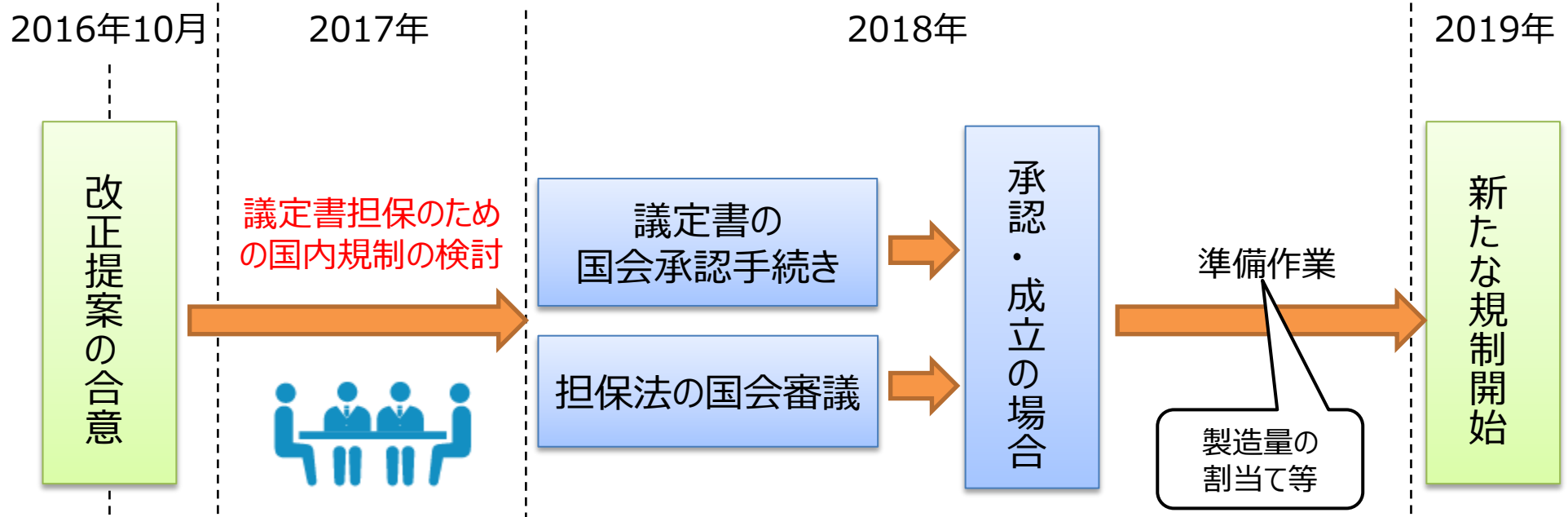
我が国のフロン類対策とキガリ改正

- 我が国は、「オゾン層保護法」により特定フロンを含むオゾン層破壊物質の生産と消費を規制（割当）、「フロン排出抑制法」により世界に先駆けて、フロン類の製造から廃棄に至るまでの包括的な対策を実施している。
- キガリ改正によりH F Cの生産・消費の規制（割当）が新たに必要となる。

	オゾン層保護法※	フロン排出抑制法	キガリ改正
規制対象	オゾン層破壊物質 (特定フロン)	特定フロン 代替フロン	代替フロン
主な規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造数量の許可 ● 輸出入管理 (※ 輸出貿易管理令等により実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ● メーカー（フロン・機器）による計画的な使用削減 ● ユーザーによる機器の点検・フロン類の漏えい量報告 ● 適切な充填・回収 ● 適正な再生・破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ● 製造数量の許可 ● 輸出入管理

今後の検討事項とスケジュール

- 今後、議定書の国会承認の手続きに加えて、議定書の担保法であるオゾン層保護法等の改正が必要である。（※フロン排出抑制法も関係）
- 具体的には、議定書の担保のためには、以下の事項等について検討を行う必要がある。
 - ✓ 議定書の削減スケジュールに基づく、我が国の削減スケジュールの法定化
 - ✓ 代替フロンについての製造量の割当て制度、輸出入管理制度の創設
- 2019年からの規制開始に間に合わせるためには、遅くとも2018年内に、国会手続き・承認に加えて、事業者への製造量の割当てなどの準備作業を終了させる必要がある。



(参考1) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

概要

- 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」は、オゾン層の変化により生ずる恐れのある悪影響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとることを定めた「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、**オゾン層を破壊する物質の廃絶**に向けた規制措置を実施する国際的な取り決め。
- 1987年9月に採択され、1989年1月に発効。我が国は1988年9月30日受諾し、現在196か国及びEUが締結。
- 南極域の春季に形成されるオゾンホールは、1980年代から1990年代半ばにかけて急激に拡大したが、議定書の規制の効果もあり、1990年代後半以降では、年々変動による増減はあるものの、長期的な拡大傾向は見られなくなった。
- 議定書の最高意思決定機関は締約国会合（MOP）で、通常1年に1回開催される。直近では本年10月に、ルワンダ・キガリで第28回締約国会合（MOP28）が開催され、HFCを新たに規制対象とする改正提案を採択。

規制内容

- ① 特定フロン等のオゾン層を破壊する物質（規制対象物質）について、その**生産・消費の段階的廃絶及び貿易規制、生産・輸出入量に関する定期報告等を義務付け**ている。
- ② 先進国と開発途上国は、基本的に同一の義務を負うが、規制対象物質の段階的廃絶スケジュールについては、開発途上国の特別な事情に配慮し、一定年数の猶予期間が設けられている。
- ③ 開発途上国による規制措置の実施を支援するため、「モントリオール議定書の実施のための多数国間基金（MLF）」が設けられている。基金予算として、先進国は国連分担率に準拠した拠出を行っており、2016年の我が国拠出金は約2,200万ドル（約26億円。外務省予算）。

○モントリオール議定書による規制スケジュールの例（環境省HPより抜粋）



(参考 2) オゾン層保護法の概要

- オゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）では、「**オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書**」の適確な実施を確保するため、オゾン層破壊の原因となる対象物質（特定物質）について、製造、輸出入及び使用等に関する規制措置を定めている。

規制対象物質

- 規制の対象となる特定物質は、オゾン層保護法施行令において以下のとおり定められている。

附属書 A		附属書 B			附属書 C			附属書 E
グループ I	グループ II	グループ I	グループ II	グループ III	グループ I	グループ II	グループ III	
CFC	ハロン	その他CFC	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	HCFC	HBFC	ブロモクロロメタン	臭化メチル

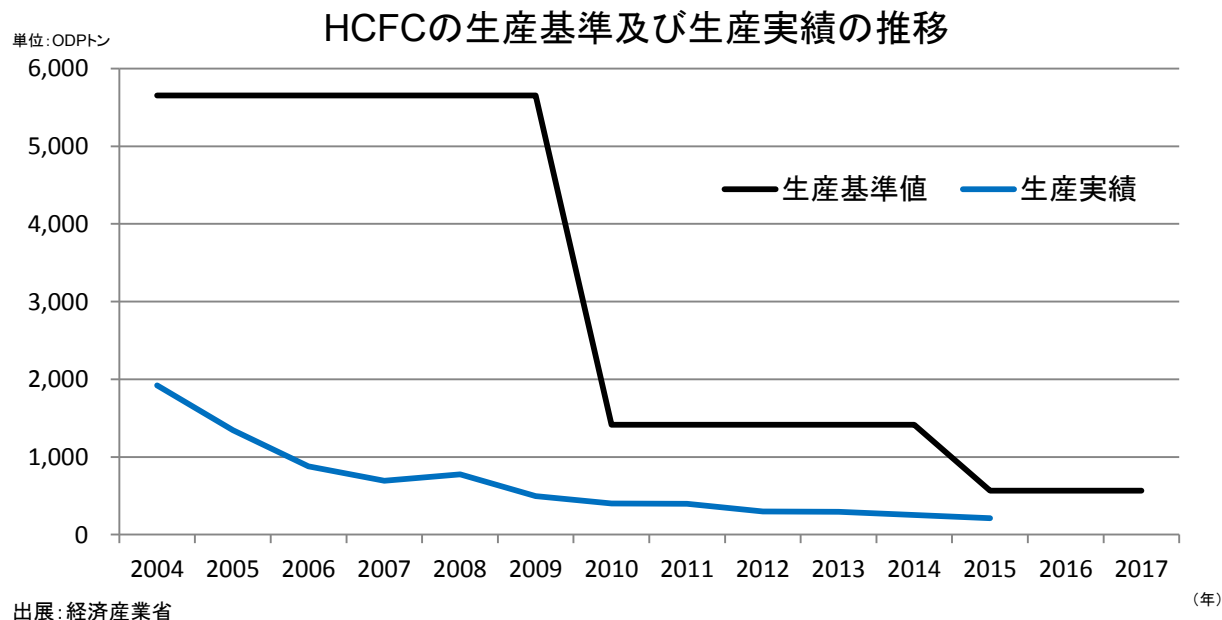
製造等の規制及び届出

- 基本的事項等の公表（第3条）
- 特定物質の製造等の規制
 - 製造数量の許可（第4条）
 - 外為法に基づく輸入の承認（第6条）
（輸出については、輸出貿易管理令で承認）
 - 原料用途に関する製造数量の確認（第12条）
 - 特定用途（試験研究・分析用途）に関する製造数量の確認（第13条）
- 輸出に関する届出（第17条）
- 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化
- 雑則、罰則



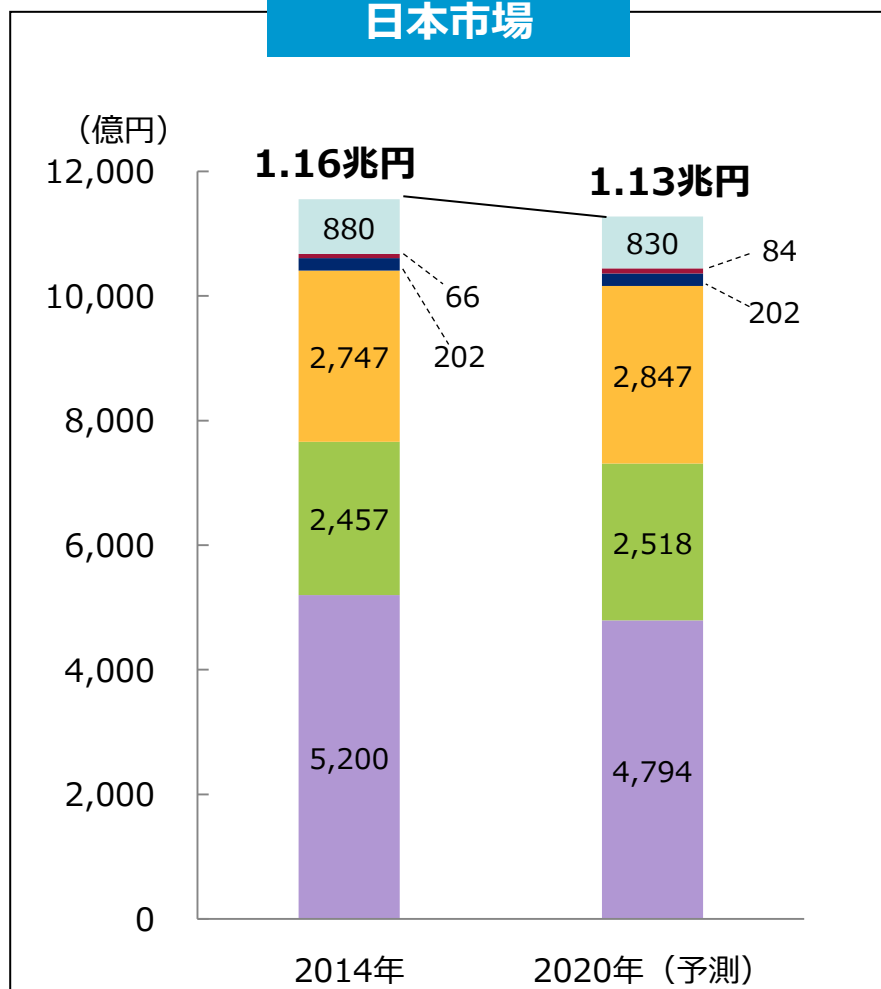
(参考3) オゾン層保護法に係る状況

- クロロフルオロカーボン(CFC)やハイドロフルオロカーボン(HCFC)等のオゾン層破壊物質の段階的削減を実施するための国際的な枠組みであるモントリオール議定書を受け、国内担保法である「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)」に基づき、これらオゾン層破壊物質の製造・輸入に係る規制を実施。
- HCFC以外のオゾン層破壊物質については、平成17年(2005年)までに生産及び消費ともに全廃。HCFCについても平成32年(2020年)に全廃の予定。
- **昨年10月にルワンダ・キガリで開催されたMOP28(第28回締約国会合)で、代替フロンを新たに議定書の規制対象とする改正提案が採択されたため、今後、議定書の担保法であるオゾン層保護法等※の改正が必要である。(※フロン排出抑制法も関係)**

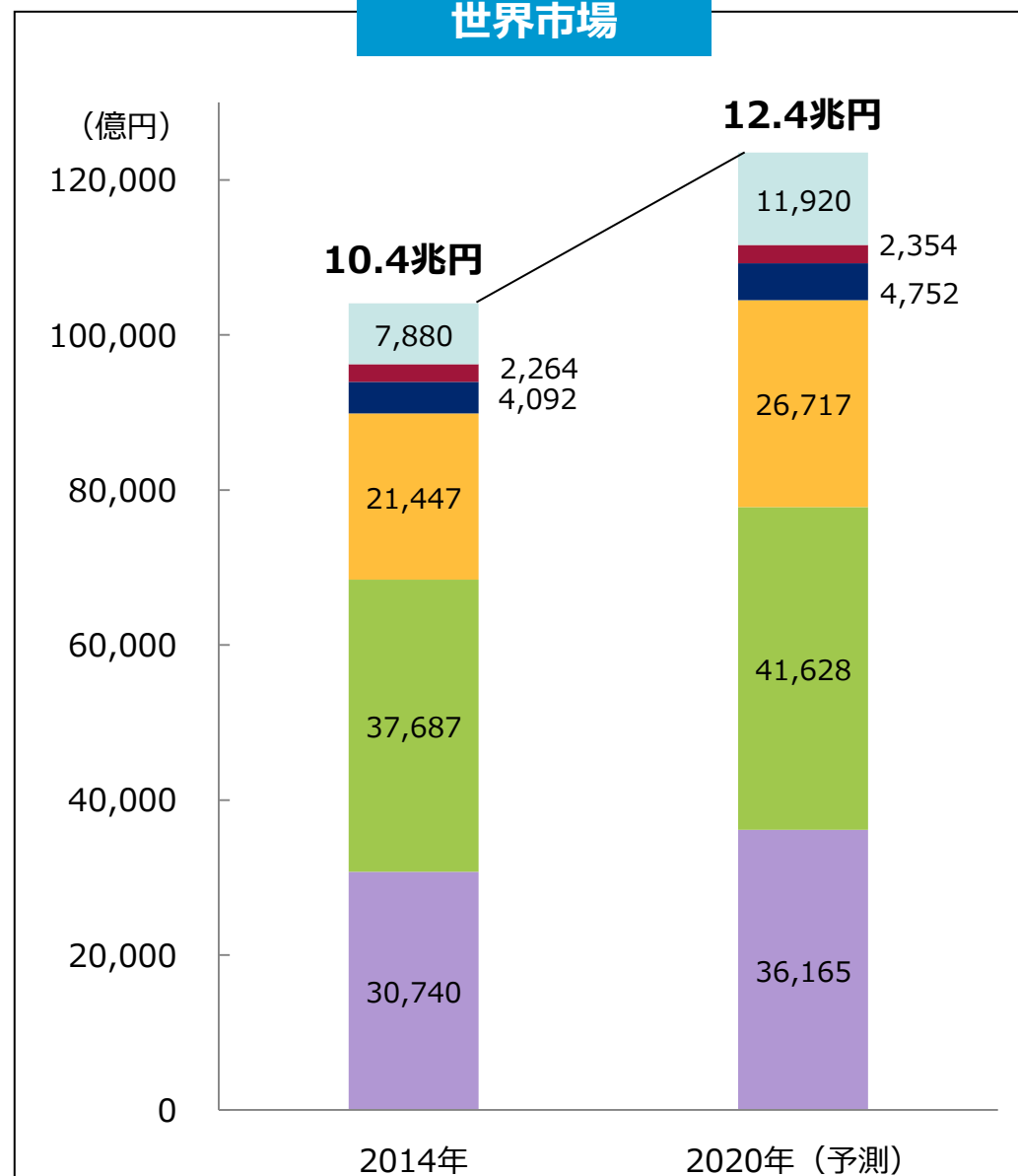


(参考4) 冷凍・空調機器の市場規模

日本市場



世界市場



- 冷凍・冷蔵ショーケース
- ターボ冷凍機
- チリングユニット
- カーエアコン (電動自動車用含む)
- マルチ式エアコン
- ルームエアコン